

2022 年米国税制改正(インフレ削減法) —自己株買い付加税に係るガイダンスの 内容

May 2023

In brief

2022 年 8 月、米国バイデン政権および民主党は、各種の税制改正案を含む大型経済法案 (Inflation Reduction Act:「インフレ削減法」、以下「IRA」)を成立させました。従前バイデン政権が提唱していた法人税率引下げや各種の国際税制改正案は実現しなかったものの、潜在的に米国法人の実効税率や投資判断に重要な影響を及ぼす項目(下記①～③)が含まれる一方で、多くの解釈上の論点が財務省規則に委ねられていました。

- ① 公開会社の自己株買いに係る 1%付加税
- ② 会計上利益への法人代替ミニマム税(Corporate Alternative Minimum Tax、以下「CAMT」)、
- ③ ESG 関連の優遇税制の拡充

米国税務上は、原則として内国歳入法改正から 18 ル月以内に法令解釈に係る財務省規則を公表することとされています。このため、米国財務省は 2022 年末から 2023 年 1 月にかけて複数のガイダンスを発し、今後発表される財務省規則案の内容について公表しています。

本ニュースレターでは、これまで発布された米国財務省ガイダンスのうち、公開会社の自己株買いに係る 1%付加税に関するものの概要について説明するとともに、実務上の論点および日系企業が留意すべき点について解説します。

In detail

1. 概要

これまでに IRA に関する米国財務省が発布したガイダンスは以下の通りとなります。

- Notice 2023-2 (2022 年 12 月 27 日):自己株買いに係る 1%付加税に関するガイダンス

- Notice 2023-7 (2023年1月6日):会計上利益への法人代替ミニマム税(CAMT)に関するガイダンス
- Notice 2023-6 (2023年1月5日):ESG 優遇税制の一部に関するガイダンス

これらのガイダンスは、財務省規則案に先立って米国財務省の現在の解釈指針を示したものであり、今後財務省規則案が公表するまでは依拠することが原則として認められています。

他方で、いずれのガイダンスについても、パブリックコメントを経て財務省規則案として公表され、その後正式に財務省規則として最終化されるまでに一定の修正が行われる可能性があるため、今後の動向については引き続き留意する必要があります。

以下は、Notice 2023-2 の内容についての概説となります。

2. Notice 2023-2(自己株買いに係る 1%付加税に関するガイダンス)

自己株買いに係る 1%付加税の概要は以下の通りです。

- 2023年1月1日以降における一定の自己株買いにつき、自己株買いの対象となった株式の公正市場価値(ただし、当年度中の発行株式の公正市場価値を控除したもの)に対して、1%の金額が物品税(excise tax)として課税される。当該税額は連邦法人税務上、控除が認められない。
- 一定の自己株買いには、下記①～③が含まれる。
 - ① 公認の有価証券市場に株式を上場している米国法人が自己株を取得した場合
 - ② 当該米国法人の特定関連者(specified affiliates、原則として当該法人が 50%超持分を直接・間接に保有する米国法人、米国パートナーシップおよび米国の事業体がパートナーである外国パートナーシップ)が当該米国法人の株式を取得した場合
 - ③ 公認の有価証券市場に株式を上場している外国法人の株式を、当該外国法人の米国の特定関連者が取得した場合

また、下記の特則がある。

- ④ 米国インバージョン対策税制の適用対象となった外国法人に係る特則
- 上記の取得(repurchase)には、内国歳入法 317 条(b)に定める償還(redemption)および財務省が定める経済的に類似した取引をいうから、自己株買い以外にも、組織再編、分配、関連者間株式譲渡を通じて自己株買いの擬制が生じる場合でも付加税の対象となる可能性がある(法令上、適格再編、証券ディーラーの通常の事業取引、100万米ドル未満の取得等の例外あり)。

Notice 2023-2においては、以下の点に係る細則が示されています。

- **外国の上場会社の自己株買いに係る特則:**上記③に関して、外国法人が自己株買いを行つた際ににおいて、(a)当該外国法人の特定関連者が当該自己株買いの資金を(分配、貸付、出資等の手段を問わず)提供した場合、かつ、(b)当該資金提供が 1%付加税を回避することを

主要な目的とした場合には、当該特定関連者が取得を行ったものとして 1%付加税の対象となる。この点、分配以外の手段による資金提供から 2 年以内に自己株買いが行われた場合には、上記(b)の主要な目的が存在するものとみなされる。この場合、1%付加税額計算上の自己株買いの金額は当該資金提供額が上限となる。

- ・ **留意点:**当該解釈は、IRA 成立時に想定されていた射程を超えるものであり、日系企業においても強く留意が必要となります。すなわち、日本の上場会社が自己株買いを行った場合に、当該自己株買いの前後 2 年以内に米国子会社から借入や出資を受けていた場合には、当該米国子会社が自己株買いの資金を提供したものとみなされ、1%付加税の対象となるものと解されます (Notice 2023-2 においては当該みなし規定を反証するための規定は設けられておりません)。今後、短期貸付等の例外が導入される可能性はありますが、現在のガイダンスにはそのような例外が含まれていないため、米国子会社から日本法人へいかなる形式でも貸付を行っている場合(キャッシュプール等)、日本親会社で自己株買いを行う際に 1%付加税の対象となるか否かの検討を行うことが強く推奨されます。
- ・ **対象となる「取得」の定義に係る細則:**Notice 2023-2 は、内国歳入法に定める償還(および経済的に類似した取引)に係る例示を行っている。
 - ・ まず、優先株の償還については、強制償還条項付優先株の償還も「取得」に該当する旨の例示がある(他方で、優先株の性質に応じた例外規定を設けるべきかについてのコメントを納税者に対し要請している)。次に、M&A における逆合併を通じたレバレッジドバイアウト(逆合併における買収において、合併消滅会社が買収対価を負債で調達することにより、当該負債が対象会社に引き継がれる場合)においては、合併消滅会社は一時的な存在として無視され、対象会社が借入を行い、自己株買いを行ったものとして扱われるという見解が示されている。
 - ・ また、Notice 2023-2 は、償還と経済的に類似した取引の範囲に関する詳細なリストを示している。まず、各種の取得型組織再編(A、C、D、E、F 型再編を含む)はこれらに該当するものとされている(ただし、上記の通り適格再編に該当する限りにおいて税額計算からは除外される)。清算については、一般に非適格清算(内国歳入法 331 条)は該当、適格清算(内国歳入法 332 条)は非該当とされる。また、適格スピンオフ(内国歳入法 355 条。スプリットオフ取引に該当しないもの)についても非該当とされる。
- ・ **自己株買いのタイミングに係る細則:**
 - ・ 2022 年以前に取得された株式は 1%付加税額の計算上除外されるのが原則である。なお、暦年以外の課税年度を採用している納税者に係るネットティングルール(後述)の適用上は、2023 年以後に終了する課税年度において生じた株式発行を考慮することが可能とされている。
 - ・ 「取得」とは、連邦税務上株式の所有権が取得者に移転した時点をいう。ただし、償還と経済的に類似した取引については、該当する株式の交換が生じた時点をいうものとされている。

- ・ また、Notice 2023-2 には、加速型自己株買い(ASR)取引に係る取扱いについても例示が含まれている。
- ・ **取得された株式の公正市場価値(Fair Market Value: FMV) :**
 - ・ 取得された株式の公正市場価値は、取得日の市場価値をいうこととされている。
 - ・ 公認の有価証券市場で取引されている株式については、下記の①～④のいずれの方法も採用可能とされている。取得日が市場取引日に該当しなかった場合には、取得日の直前の市場取引日を参照することとされている。
 - ① 取得日における移動平均価格
 - ② 取得日の終値、
 - ③ 取得日の最高値と最安値の中間値
 - ④ 取得時点における価格
 - ・ 公認の有価証券市場で取引されていない株式については、財務省規則 1.409A-1(b)(5)(iv)(B)(1)の原則に基づく合理的な価値評価方法に基づき決定される。
- ・ **法令上の例外取引に係る細則:**Notice 2023-2 は、法令上付加税の対象外とされる取引の類型に係る特則を定めています。
 - ・ **適格資産(qualifying property)を対価とする取得:**一定の適格再編、適格スピンオフ・スプリットオフ取引に係る規定(内国歳入法 354 条、355 条、368 条(a)(1)(E)、368 条(a)(1)(F))の下で課税繰延が認められる対価(適格資産)との交換により取得した株式の価値は付加税額の計算上除外される。
 - ・ **ESOP 等への拠出:**従業員株式所有プラン(ESOP)、雇用者提供の退職年金プランのうち、内国歳入法 401 条(a)の要件を満たすもの(401(k)プラン等)に対する株式の拠出については上記の例外に該当する。
 - ・ **証券ディーラーの通常の業務における取得:**証券ディーラーが通常の業務において株式を取得する場合、それが①通常の業務における顧客に対する販売を主たる目的としており、②当該株式が通常の業務と一貫した保有期間内で売却されるものであり、かつ、③当該株式が関連者に対し売却・移転するものでない場合には、上記の例外に該当する。
 - ・ **税務上配当として扱われる取得:**株式の償還対価(内国歳入法 302 条)や組織再編の非株式対価(内国歳入法 356 条(a))は一定の場合に配当として扱われ上記の例外に該当するが、十分な証憑を具備しない限り、配当には該当しないものと推定される。
- ・ **ネットティングルール:**付加税額の計算上、自己株買いにより取得した株式の価値は、当該年度において発行(あるいは当該法人およびその特定関連者の従業員に対する報酬として交付)された株式の価値だけ減額されることとされている。Notice 2023-2 においては、上記の従業員の範囲には、退職した元従業員に勤務期間の報酬として交付される株式も含まれることが示されている。

- **申告方法:** Notice 2023-2 は、一般の付加税の申告書である Form 720 および 1%付加税に係る Form 7208 を用いて申告すべきこととしている。これに伴い、IRS から Form 7208 のドラフトが公開されている。

The takeaway

上記のとおり、自己株買いに係る 1%付加税は、米国の公開会社だけではなく日本の公開会社においても一定の場合に適用があります。よって、米国子会社を保有する日本の公開会社が自己株買いを検討する場合には、例外規定の適用がないか否かについての確認を行うことが推奨されます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の責社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

山岸 哲也

パートナー

山口 晋太郎

パートナー

小林 秀太

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに約 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.